



特別警報	数十年に一度の降雨量、暴風等が予想され、重大な危険が差し迫っているとき	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	重大な災害が起こる恐れのあるとき、警戒を呼びかける	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	災害が起こる恐れのあるとき、注意を呼びかける	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥等

○気象情報発表の仕組み
台風などの影響で雨や風が強くなると、気象庁から様々な気象情報が発表されます。大きく分けて「注意報」「警報」「特別警報」の3つに分けられますが、この気象情報はどれだけの種類があり、どのようなときに発表されるかご存知でしょうか。

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係 ☎4145

気象情報が発表されたときには、自分の地区の避難所を確認したり、テレビやラジオから情報収集をしたりするなど、今後の状況に注意して行動しましょう。
詳しい気象情報発表基準は、気象庁ホームページに掲載されています。
(http://www.jma.go.jp)

災害情報伝達手段

市では、市民の皆さまがいち早く災害情報入手できるように、様々な方法で情報の発信を行っています。
○防災行政無線
広報しもだなどの市からのお知らせのほか、災害時は地域情報や交通情報等を素早く正確に伝達できるよう、防災行政無線を整備しています。防災行政無線が聞き取りづらいときには次のような方法で確認することもできます。

防災ラジオ



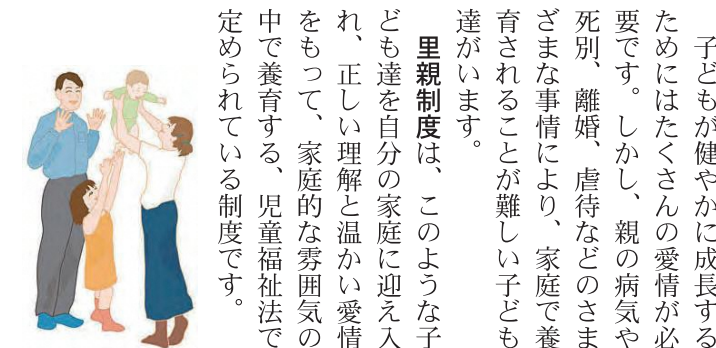
○メール配信サービス
広報しもだの放送内容等を、メールでお届けしています。ページ上部QRコードを読み取り、登録してください。
○サイポスレーダー
県内の河川水位や、雨量、ピンポイント天気予報等の情報を確認できます。ぜひご利用ください。
○サイポスレーダー
「サイポスレーダー」でご検索ください。スマートフォンにも対応しています。

※システム変更に伴い、現在の防災ラジオが使用できるのは平成34年11月までの予定となっています。

○サイポスレーダー
「サイポスレーダー」でご検索ください。スマートフォンにも対応しています。

10月は里親月間です 子ども達は 温かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています

問合せ先 福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) ☎2216



子どもが健やかに成長するためにはたくさん愛情が必要で、しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で養育されることが難しい子ども達があります。
里親制度は、このような子ども達を自分の家庭に迎え入れ、正しい理解と温かい愛情をもって、家庭的な雰囲気の中で養育する、児童福祉法で定められている制度です。

●里親になるには
特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。
1 子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること
2 心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること
3 子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居に一定の余裕があり、健全で明るい家庭生活が営まれていること（親族里親は除く）
4 禁錮以上の刑を執行中または執行猶予期間中ではないこと、など
里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。
●里親になったら
児童相談所が面会や交流を行った上で、養育をお願いする子どもを決定します。
子どもの養育をお願いしている間は、養育に必要な経費が公費で支払われます。
子育ての悩みや不安には、児童相談所が相談に応じます。

●里親の種類は
里親には、目的や委託期間などによって4種類あります。
養育里親：子どもが自らの家庭に戻ることができるまで、又は自立できるまで養育する里親
専門里親：虐待等の行為により心身に多大な影響を受けた子どもや非行のある（非行に結びつくおそれのある）子ども、身体・知的・精神に課題のある子どもを養育する里親
親族里親：保護者が亡くなったたり行方不明等となった子どもを、その子どもの3親等内の親族が里親としての認定を受けて養育する里親
養子縁組希望里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親
問合せ先
里親の申込みについては
福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) ☎2216
賀茂児童相談所 ☎242038
里親制度については
県子ども家庭課 ☎054-221-3760
賀茂児童相談所 ☎242038

伊豆半島南部は海底火山の地層がむき出しになっているところが多くあります。その一方、中部は伊豆半島が本州に衝突した後に噴火した天城山や、だるま山、大室山などの陸上火山の噴出物に覆われ、北部では富士山や箱根火山の噴出物に覆われています。
硬い柱のような岩は柱状節理^{ちゆうじょうせつり}と呼ばれるので、これは火山のマグマが冷えて固まってできたものです。硬くて浸食されにくいので、周りが削られてもそそり立つ形でその部分だけがきれいに残ります。河津町

ジオパーク 通信

◎郷土に誇りを

伊豆半島ジオパーク
IZU PENINSULA GEOPARK



助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事
任意加入制度のご案内
やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額が少なくなります。
国民年金では、本人の申出により、保険料の納付済み期間が40年間（480月）に満たない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やすことができます。
老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として10年（120月）以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができ（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限りません）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。
保険料 月額16,340円（平成30年度）
申請時に必要な物 年金手帳、印鑑、預貯金通帳、通帳届出印
※65〜70歳になるまで加入する場合、これらのほかに戸籍謄本が必要で、
※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方、厚生年金・共済組合に加入している方は任意加入できません。
日本に居住する外国人の方も国民年金に加入します
外国籍の方でも、20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある場合、国民年金に加入しなければなりません（厚生年金や共済組合に加入している方を除く）。
加入手続は住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。
なお、外国籍の方が国民年金保険料を6か月以上納めて年金給付を受けずに帰国した場合などは、出国後2年以内に請求手続をすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けることができます。
問合せ先
市民保健課国民年金係 (窓口③) ☎223922